

会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 令和5年11月30日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	鈴木勝利
2番	伊藤知子
3番	藤田尚美
4番	磯山和男
5番	池辺己実夫
6番	甲斐徳之助
7番	塚原正彦
8番	柳井哲也
9番	遠藤憲子
10番	大森和夫
11番	加藤政之
12番	出澤大
13番	山本伸子
14番	小松崎伸
15番	水梨伸晃
16番	伊藤裕一
17番	杉森弘之
18番	須藤京子
19番	黒木のぶ子
20番	高嶋基樹
21番	諸橋太一郎
22番	石原幸雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市長	沼田和利
監査委員	早川広行
市長公室長	飯野喜行
経営企画部長	二野屏公司
総務部長	野口克己
市民部長	吉田茂男
保健福祉部長	渡辺恭子
環境経済部長	大徳通夫
建設部長	長谷川啓一
教育部長	小川茂生
会計管理者	関達彦
農業委員会事務局長	榎本友好
市長公室次長兼 秘書課長	稲葉健一
経営企画部次長兼 財政課長	糸賀修
総務部次長兼 人事課長	本多聡
市民部次長兼 市民活動課長	飯島希美
保健福祉部次長兼 高齢福祉課長	宮本史朗
保健福祉部次長兼 医療年金課長	石野尚生
環境経済部次長兼 商工観光課長	藤木光二
建設部次長兼 下水道課長	野島正弘
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉田充生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高橋頼輝
全参事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	滝 本 仁
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主査	椎 名 紗央里

令和5年第4回牛久市議会定例会会期日程

日 次	月 日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	11月30日	木	午前10時	○開 会 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○議案上程（67号～75号） ○提案者説明 ○意見書案上程（6号～8号） ○提案者説明 ○議員提出議案上程（6号） ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○休 会 の 件 ○散 会
第2日	12月1日	金	休 会	議案調査
第3日	12月2日	土	休 会	
第4日	12月3日	日	休 会	
第5日	12月4日	月	午前10時	○開 議 ○会派代表質問 ○散 会
第6日	12月5日	火	午前10時	○開 議 ○一 般 質 問 ○延 会
第7日	12月6日	水	午前10時	○開 議 ○一 般 質 問 ○延 会

第8日	12月7日	木	午前10時	○開 議 ○一 般 質 問 ○議 案 上 程 （67号～75号） ○意見書案上程（6号～8号） ○質 疑 ○委員会付託 ○休 会 の 件 ○散 会
第9日	12月8日	金	休 会	○総務企画常任委員会 ○教育文化常任委員会
第10日	12月9日	土	休 会	
第11日	12月10日	日	休 会	
第12日	12月11日	月	休 会	○保健福祉常任委員会 ○環境建設常任委員会
第13日	12月12日	火	休 会	○予算常任委員会
第14日	12月13日	水	休 会	
第15日	12月14日	木	休 会	議 事 整 理
第16日	12月15日	金	午前10時	○開 議 ○議 案 上 程 （67号～75号） ○意見書案上程（6号～8号） ○請 願 上 程 （5号） ○各委員長報告 ○委員長に対する質疑 ○討 論 ○採 決 ○閉会中の事務調査の件 ○閉 会

令和５年第４回牛久市議会定例会

議事日程第１号

令和５年１１月３０日（木）午前１０時開会

日程第 １． 会議録署名議員の指名

日程第 ２． 会期の決定

日程第 ３． 議案第６７号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 ４． 議案第６８号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 ５． 議案第６９号 牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

日程第 ６． 議案第７０号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 ７． 議案第７１号 令和５年度牛久市一般会計補正予算（第６号）

日程第 ８． 議案第７２号 令和５年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第 ９． 議案第７３号 令和５年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第１０． 議案第７４号 令和５年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

日程第１１． 議案第７５号 令和５年度牛久市下水道事業会計補正予算（第２号）

日程第１２． 意見書案第６号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出について

日程第１３． 意見書案第７号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の提出について

日程第１４． 意見書案第８号 イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書の提出について

日程第１５． 議員提出議案第６号 牛久市議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第１６． 休会の件

午前１０時００分開会

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は２２名であります。定足数に達しておりますので、令和５年第４回牛久市議会定例会を開会いたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

—————○—————
会議録署名議員の指名

○諸橋太一郎 議長 会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、９番遠藤憲子議員、１０番大森和夫議員をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

今期定例会に提出のあった案件は、市長提出議案第６７号ないし議案第７５号の９件、議員提出議案第６号の１件、意見書案第６号ないし意見書案第８号の３件、請願第５号の１件、陳情第３号の１件であります。

陳情第３号の１件につきましては、内容を十分検討の上、考慮されますようお願いいたします。なお、今期定例会において本日までに受理した請願は、サイドブック스에登載した請願付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから報告をいたします。

次に、市長から、地方自治法第１８０条第１項の規定により、専決処分した報告第１７号、専決処分の報告について報告がありましたので、サイドブックスへの登載をもって報告済みといたします。

次に、令和５年第３回定例会で可決した意見書第３号ないし意見書第５号の３件につきまして、関係機関へ提出いたしましたから報告をいたします。

次に、今期定例会に説明員として、地方自治法第１２１条の規定により出席した者は、サイドブック스에登載した名簿のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

—————○—————
会期の決定

○諸橋太一郎 議長 お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より１２月１５日までの１６日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から１２月１５日までの１６日間と決定いたしました。

次に、日程第３、議案第６７号ないし日程第１１、議案第７５号の９件を議題といたします。

議案第 67 号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 68 号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 69 号 牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

議案第 70 号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 71 号 令和 5 年度牛久市一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 72 号 令和 5 年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 73 号 令和 5 年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 74 号 令和 5 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 75 号 令和 5 年度牛久市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。沼田和利市長。

〔沼田和利市長登壇〕

○沼田和利 市長 本日、令和 5 年第 4 回牛久市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位に御出席を賜り、ここに開会でき得ますことを心から感謝申し上げます。次第であります。

本定例会に提出いたしました議案は、条例の改正、補正予算など、全部で 9 件であります。

議案第 67 号は、人事院勧告に基づき、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定が行われるに当たり、特別職の期末手当について令和 5 年度からの支給月数を年 0.1 月引き上げるものであります。

議案第 68 号は、人事院勧告に基づき、令和 5 年 4 月に遡って、給料月額を平均 1.1 パーセント引き上げるものであります。また、期末勤勉手当について、令和 5 年度からの支給月数を年 0.1 月引き上げるものであります。

議案第 69 号は、公立幼稚園再編計画に基づき、令和 6 年 4 月 1 日をもって第二幼稚園を閉園し、第一幼稚園と統合するため、改正するものであります。

議案第 70 号は、さらなる子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等を図るため、国民健康保険税の納税義務者またはその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合もしくは出産した場合に、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 71 号は、令和 5 年度牛久市一般会計補正予算（第 6 号）でありまして、既定の予算額に 8 億 2,012 万 2,000 円を追加し、予算の総額を 328 億 9,116 万 7,000 円とするもので、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債について補正及び繰越明許費を設定するものであります。

第 1 表の歳入歳出予算補正のうち、歳入の主なものといたしまして、地方交付税は、普通交付税の交付額の確定に伴う増額計上であり、国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金及び子どものための教育・保育給付交付金の増額計上等であります。

県支出金は、障害者自立支援給付費負担金及び施設児施設給付費負担金の増額計上等であります。

す。

繰入金は、補正予算調製に伴う財政調整基金繰入金の増額計上であり、市債は、臨時財政対策債の確定に伴う減額及び下根中学校法面復旧に伴う中学校災害復旧事業債の計上であります。

次に、歳出の主なものといたしまして、総務費の総務管理費は、戸籍・附表ふりがな対応等のシステム改修費の増額計上等であります。

民生費の社会福祉費は、障害者介護給付費及び後期高齢者医療事業特別会計繰出金の増額計上等であり、児童福祉費は、障害児給付費及び民間保育園運営費負担金の増額計上並びに国庫返還金の計上等であります。

衛生費の保健衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種によって生じた、予防接種健康被害救済制度に係る医療費・医療手当の計上等であり、農林水産業費の農業費は、経営状態が悪化する牛久グリーンファーム株式会社に対する経営安定化補助金の計上等であります。

商工費は、令和６年度に茨城県において開催する、シン・いばらきメシ総選挙に、本市を代表して出品する料理及びスイーツの開発イベント補助の計上等であります。

教育費の小学校費は、小学校で使用される教師用教科書・指導書の価格改定に伴う増額計上等であり、幼稚園費は、民間幼稚園運営費負担金の増額計上であり、保健体育費は、物価高騰に伴う学校給食の賄材料費の増額計上であります。

災害復旧費は、本年６月の豪雨により被災した、下根中学校の法面復旧費を計上するものであります。

第２表の繰越明許費につきましては、８事業について本年度内に完了できない見込みであることから、予算を翌年度に繰り越して使用するため設定するものであります。

第３表の債務負担行為補正につきましては、令和６年における公共施設の管理業務及び機器等の保守業務等に関し、準備期間に日数を要することから、新たに設定するものであります。

第４表の地方債補正につきましては、臨時財政対策債の減額及び下根中学校法面復旧費計上に伴う中学校災害復旧事業債の計上であります。

議案第７２号は、令和５年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）でありまして、既定の予算額に１９５万６，０００円を追加、予算の総額を７７億２，６５３万５，０００円とするもので、歳入歳出予算の補正及び債務負担行為を設定するものであります。

第１表の歳入歳出予算補正のうち、歳出につきましては、補正予算調製に伴う国民健康保険支払準備基金積立金を増額計上等するものであり、その財源として、一般被保険者返納金を増額計上等するものであります。

第２表の債務負担行為につきましては、令和６年度における国保月報・調整交付金システム保守業務に関し、準備期間に日数を要することから、新たに設定するものであります。

議案第７３号は、令和５年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）でありまして、既定の予算額に３１０万円を追加し、予算の総額を６２億６，７５０万２，０００円とするもので、歳入歳出予算の補正及び債務負担行為を設定するものであります。

第１表の歳入歳出予算補正のうち、歳出につきましては、職員給与費等を増額計上するもので

あり、その財源として、保険料及び一般会計繰入金等を増額計上するものであります。

第2表の債務負担行為につきましては、令和6年度における介護台帳LIGHTシステム保守管理業務等に関し、準備期間に日数を要することから、新たに設定するものであります。

議案第74号は、令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、既定の予算額に2,116万7,000円を追加し、予算の総額を25億961万5,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算補正のうち、歳出につきましては、令和4年度事業費確定に伴う後期高齢者医療負担金の増額計上等であり、その財源として、一般会計繰入金を増額計上するものであります。

議案第75号は、令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）でありまして、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出について補正及び債務負担行為を設定するものであります。

収益的収入及び支出につきましては、職員給与費を増額計上するものであり、その財源として、一般会計補助金を増額計上するものであります。

資本的収入及び支出につきましては、職員給与費を増額計上するものであり、その財源として、一般会計負担金を増額計上するものであり、また、補填財源の組替えを行うものであります。

債務負担行為の設定につきましては、令和6年度における公共下水道水質分析調査業務等に関し、準備期間に日数を要することから、新たに設定するものであります。

以上、各議案の提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第12、意見書案第6号を議題といたします。



意見書案第6号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出について

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。1番鈴木勝利議員。

〔1番鈴木勝利議員登壇〕

○1番 鈴木勝利 議員 朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

意見書案第6号、医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書（案）。

介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障をきたす事態が深刻になっている。また募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準は何とか満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多いのが現状である。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査（2022年6月）でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額25万7,500円で、全産業平均の34万100円と比べて、8万円を超える格差がある。

今日、最低賃金の引き上げや大手企業を中心にベースアップ（基本給の引き上げ）などによっ

て賃上げが進む中で、介護職員などへの対策は打たれておらず、賃金各差がさらに拡大している。

また、8月に出された人事院勧告は民間企業の賃上げをうけてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置などは4月にさかのぼって増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には反映されない状況である。

介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられているにも関わらず、低賃金、人手不足による過酷な労働を強いられることが続けば、職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなる恐れがある。

よって、政府に対して下記のとおり、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し、生活を保障する取り組みを迅速に推進することを強く求める。

記

1 医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、2024年度の同時改定においては、物価高騰・賃金上昇等を踏まえ処遇改善等を行うこと。

2 新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、手当支給など、地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用を推進すること。

3 介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられており、高齢化社会を支える必要不可欠な人材であることから、公営住宅の空き家の「地域対応活用」を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員の皆様のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第13、意見書案第7号を議題といたします。



意見書案第7号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の提出について

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。2番伊藤知子議員。

〔2番伊藤知子議員登壇〕

○2番 伊藤知子 議員 朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

意見書案第7号、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書（案）。

食品ロス削減推進法が2019年10月1日に施行され、食品ロス削減に関する普及・啓発が進められてきた。一方で、農林水産省が公表した2021年度の食品ロス量は523万トンで、その内訳は事業系食品ロス量が279万トン、家庭系食品ロス量が244万トンとなっている。

現在、世界で約8億人が飢餓に直面していると言われていた中で、国連世界食糧計画（WFP）では、飢餓で苦しむ人々のために、年間480万トンの食糧支援を行っており、日本における食品ロスとして、まだ食べられるのに捨てられてしまう食料が、その1.1倍以上となっているのが現状である。

また食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄における直接的に生じる環境影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造・加工・流通・卸・小売の各段階でのエネルギー消費など、環境に及ぼす影響は決して少なくはない。

よって、政府に対して、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進のために、下記の事項について特段の取り組みを求める。

記

1 事業者と一体となったエシカル消費の普及促進。

賞味期限や消費期限に近いものから選ぶ「てまえどり」など、エシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し実効性を強化すること。

2 食品ロス削減につながる小分け包装等の拡大。

食品ロスを防ぐための使用量や頻度に合わせた「小分け包装」や、食品自体の鮮度の保持や賞味期限等の延長につながる容器・包装の改善や工夫の促進、外食産業における「小分け提供」や「持ち帰り」など、「食べきり」を積極的に進めるための取り組みを一層強化すること。

3 在庫食品や未利用食品の寄付の普及拡大。

食品ロス防止のため、子ども食堂・子ども宅食、フードバンク等へ、企業等からの在庫食品の寄付促進や、フードドライブ（未利用食品の寄付運動）等の利活用で、「もったいない」と「おすそわけ」の好循環をつくり、国民運動としての取り組みを一層強化すること。

4 コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置支援。

事業系の食品ロス削減と子ども食堂等への支援を行うために、企業・商店などから提供された食料品等を、地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時必要とされる住民や団体等に提供するコミュニティフリッジの設置や運営等への支援制度を整備すること。

5 出荷や加工前に廃棄されている地域の食材の活用。

食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、色や形における規格外品や、食材の皮や芯や種など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、できる限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第14、意見書案第8号を議題といたします。



意見書案第8号 イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める
意見書の提出について

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。10番大森和夫議員。

〔１０番大森和夫議員登壇〕

○１０番 大森和夫 議員 意見書案第８号について、朗読をもって提案理由に代えます。

意見書案第８号、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書（案）。

イスラエルの大規模攻撃により、パレスチナ・ガザ地区の状況は「子ども達の墓場と化し、人々の生き地獄となっている」（ユニセフ）とも言われる深刻な危機に直面している。すでにガザ地区では犠牲者が１万２千人を超え、その４割は子どもと報じられている。

今回のガザ危機の直接の契機は、１０月７日のパレスチナのハマスによる無差別攻撃によるものとされているが、民間人を無差別に殺傷することは国際法違反であり、強く非難するとともに、ハマスに対し人質の即時解放を求めるものである。

しかし、いかなる理由があっても、イスラエルが「自衛権」を盾に、圧倒的な軍事力を行使した報復でガザ地区の難民キャンプ、病院への大規模攻撃などジェノサイド（集団殺害）を行うことは決して許されるものではない。

国連安全保障理事会は、１１月１５日、「人道的（戦闘の）な中断」を求める決議を採択しており、各国政府と国際機関はガザ地区の深刻な人道的危機を一刻も早く止めさせるために緊急な行動をとることが求められている。

日本政府は、イスラエルに対して民間人を犠牲する軍事行動の即時停止、安保理決議の順守。イスラエル・パレスチナの双方には停戦の交渉に応じるよう、外交努力を尽くすことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で提案理由の説明は終わります。

次に、日程第１５、議員提出議案第６号を議題といたします。



議員提出議案第６号 牛久市議会会議規則の一部を改正する規則について

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。３番藤田尚美議員。

〔３番藤田尚美議員登壇〕

○３番 藤田尚美 議員 議員提出議案第６号、牛久市議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明を申し上げます。

牛久市議会においても、会派を代表し、党・会派の理念や政策を踏まえ、市長の施政方針や予算編成方針などに対し、会派代表質問を実施するために、牛久市議会会議規則（平成３年議会規則第１号）第６２条を全文改正するものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第６号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議員提出議案第6号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よつて、議員提出議案第6号については、常任委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で討論を終結いたします。

これより議員提出議案第6号についての採決を行います。

この採決は、採決システムを用いて行ひます。

議員各位に申し上げます。サイドボックスに表示された会議ボタンを押して、会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

議員提出議案第6号、牛久市議会会議規則の一部を改正する規則について、本案は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定します。全員賛成であります。よつて、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、休会の件を議題といたします。

—————○—————

休会の件

○諸橋太一郎 議長 明日12月1日ないし3日は議案調査及び土日のため休会といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よつて、12月1日ないし3日は休会とすることに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時34分散会